

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月18日

新潟県人事委員会委員長職務代理者

新潟県人事委員会委員 若月 道秀

新潟県人事委員会規則第6-1834号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 一般職員給与条例第25条第1項後段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となつたもの ア～エ（略）</p> <p>(3)（略）</p>	<p>第3条 一般職員給与条例第25条第1項後段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し、</u>又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となつたもの ア～エ（略）</p> <p>(3)（略）</p>
<p>第9条 一般職員給与条例第26条第1項後段及び市町村立学校職員給与条例第27条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、支給日に勤勉手当に相当する手当が支給されない者については、この限りでない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>(2)（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第9条 一般職員給与条例第26条第1項後段及び市町村立学校職員給与条例第27条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号に掲げる者のうち、支給日に勤勉手当に相当する手当が支給されない者については、この限りでない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し、</u>又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>(2)（略）</p> <p>2（略）</p>

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。